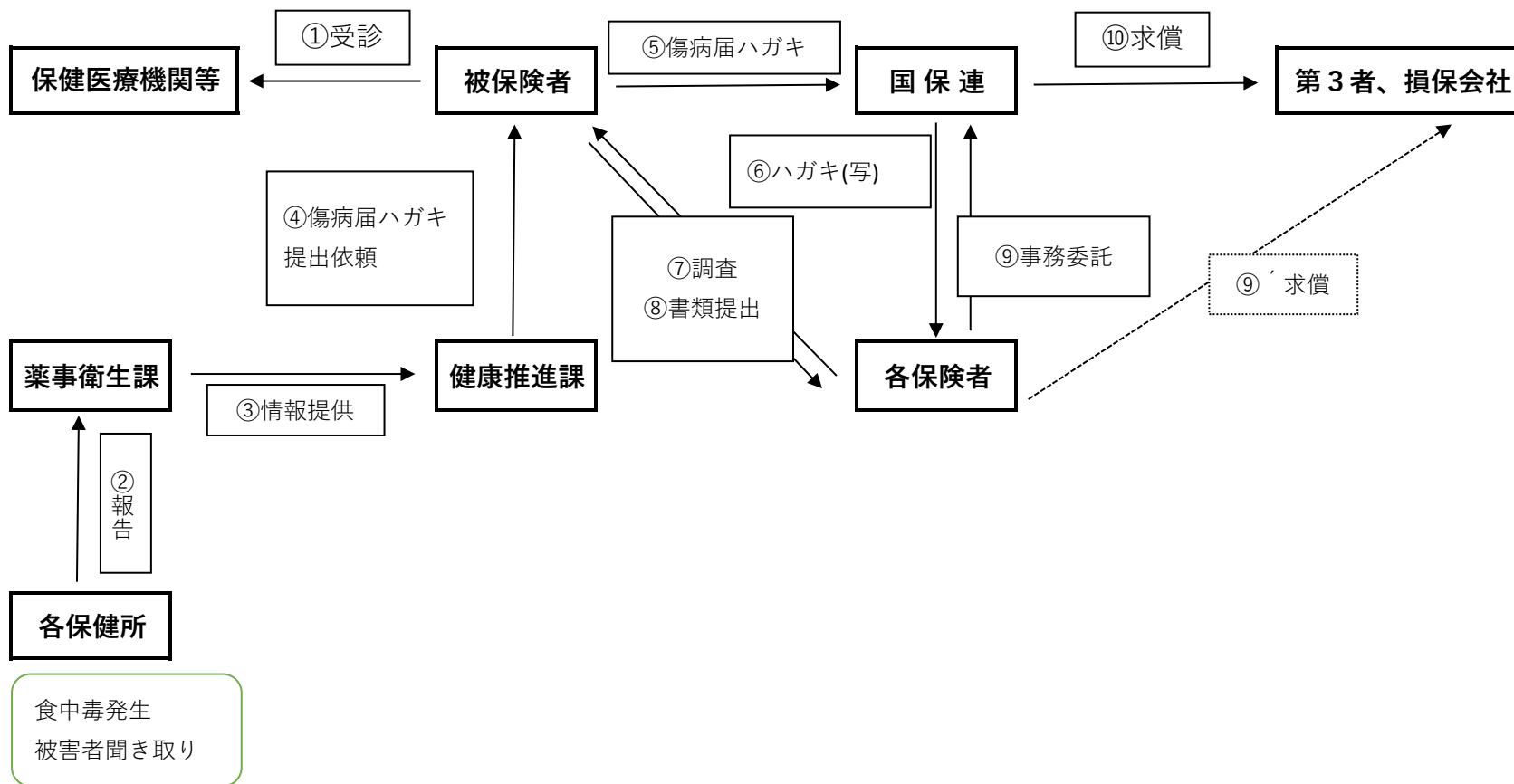


第三者行為求償事務の流れ（食中毒：保健所情報提供の場合）

資料5



食中毒が発生した場合には、保健所が被害者への聞き取りを実施し、その結果を薬事衛生課へ報告することとなる。この情報を健康推進課が提供を受けて、健康推進課から直接被害者へ傷病届ハガキを発送してもらうように依頼する。

国保連に傷病届ハガキが到着した後は、それを保険者に送付し、第三者行為求償事務を実施することとなる。